

第25期 第39回大津市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年7月13日（月）13時30分から16時00分

2 開催場所 大津市役所新館7階大会議室

3 出席農業委員（16名）

1番	村田	省三	委員
2番	音島	義孝	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	本郷	忠史	委員
6番	小谷	英利	委員
7番	森元	直紀	委員
8番	音野	茂	委員
9番	上田	雄亮	委員
10番	正田	富美子	委員
12番	濱田	博之	委員
13番	上野	壽久	委員
14番	西村	浩	委員
15番	森	繁孝	委員
16番	石津	正嗣	委員
17番	上坂	雅彦	委員
18番	安井	善次	委員

4 欠席農業委員（2名）

5番	井上	一夫	委員
11番	万木	巳壽	委員

5 会議に出席した農地利用最適化推進委員（6名）

奥村	明之	委員
中井	正敏	委員
小谷	弥三郎	委員
西村	和彦	委員
山中	一仁	委員
山本	順一	委員

6 説明員（2名）

農林水産課

7 傍聴人（0名）

8 議事日程

- 議案第165号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第166号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案台167号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見について
議案第168号 大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に関する意見について
報告第223号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第224号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第225号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告第226号 農地の転用事実等に関する照会について
報告第227号 土地利用協議について
報告第228号 和邇今宿の農地改良計画に係る対応について
報告第229号 農業委員会委員の任命について
協議事項1 農地転用届出に係る様式の一部変更について

9 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査

10 会議の概要

事務局長 それでは、第25期第39回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。

最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は議席番号7番 森元 直紀 委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いします。

＜ 大津市農業委員憲章斉唱 ＞

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。

会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっております。本日は北部選出の副会長であります上田 雄亮 委員をお願いします。この後の進行について、よろしくお願いいたします。

副会長 それでは、すみません、着座にて失礼いたします。

それでは、議事に先立ち、本定例総会の成立について申し上げます。

本日は万木已壽委員、井上一夫委員が所用のため、欠席されておられます。在任18名のうち、ただいま出席委員は16名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項

の規定により、本定例総会は成立していることをご報告申し上げます。
次に、会長からご挨拶をいただきます。

会 長 < 会長挨拶 >

副 会 長 ありがとうございます。
それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。
申し訳ございませんが、着座で失礼させていただきます。
議事録の整理のため、発言にあたっては挙手していただき、議席番号と氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますよう、お願いいたします。
また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いいたします。
議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力のほどお願いいたします。
大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

10番 正田 富美子 委員

12番 濱田 博之 委員

この二人でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

お手元に農地法第3条・第4条・第5条の許可要件を説明した資料を備えていますので、許可・不許可の判断資料としてご活用ください。

なお、本テキストは次回の総会でも使用しますので、持ち帰らないようご注意ください。

まず初めに、議案第165号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 はい、ありがとうございます。
説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお願いしたいと思います。

No. 1の栗原につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 6月30日に譲受人に立ち会いしていただきました。推進委員と僕と3

名で現地を見させていただきました。

冒頭、事務局から説明があったように、譲渡人はもう遠方に住まわっていて、今回親族であるこの方に、果樹園を管理して欲しいということで贈与をされるということで聞いています。

現地も見させていただいて、写真のとおり、木の下部分はきれいに刈り取りもされていて全く問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。

続きまして、No. 2 及びNo. 3 の雄琴五丁目の件につきまして、地元委員より一括してご意見のほうをお願いいたします。

委員 この案件は、この写真にも出ていますが、市街化区域のところで宅地造成される業者が申請された箇所です。悩ましい案件だったので、これについて何回か事務局とも相談しながら進めてまいりました。

と申しますのも、農地はそのままではっきりしているんですが、この一部里道があるんですが、昭和の末期に持ち出した、もともと農地やったものを、当時から軽トラで作業するのに行き来するというために、両方が上と下と農地を持ち出した地域でございます。そのときに念書を交わして、里道そのものは6歩、1 m 8 0 cmになっているんですが、それでは軽が通らないので、どうしても幅員を増やして現在の状況になっているんです。今回、それを含めた、圃場の売買もあります、特に今回の交換の条件にこれを含めた面積で当事者が契約した案件であります。

したがって、その里道の部分はどうしても官地になっている関係で、持ち出した部分を道路位置上でもともと道ではなくて持ち出したところが含まれて、今も現在、使用収益してるところなんです。

ところが、この6月28日に申請者の方と立ち会いしまして、推進委員も来ていましたが、特に現場での説明で、里道は既に官地で、交換になれば、私ところの所有になるというふうな発言がありまして、具体的には駐車場にするなり、占有して利用するなりということもできるのかなという現場での話もあって、それでは地元の農業組合、管理しているのは水利は水利組合、ほかの地域でもそうだと思うんですが、先ほどの主に圃場整備ができている青地のところは改良区という地元の管轄であると思うんですが、この市街化農地については農業組合が代わって行い、そこが水利と農道を管理している関係で、どうしても農業組合の意見なり要望なりを聞くことに後日になりまして、現状のままでここを通る農家もおりますし、一部生活者もおりますし、そういった里道とは言いますが公衆道路になっていますので、これを現状維持を図ってほしいという農業組合からの要請がありまして、現在、その後、当事者はもとより、当事者の申請代理人の設計事務所の方に中に入ってもらって、誓約書というのを先週の木曜日につくってもらって、それを特に〇〇さんのほうに出させてもらって、その返

事がまだ来ていないような状況でありまして、もう日がないのでこのまま農業組合のほうには、農業委員会として議事に諮っていただくということで、一旦そこで止まっているような状態なんですね。

初心に帰って、我々3条許可の場合、どうしたところまで介入できるか、調査できるかということで、前に頂いたレジュメの中で7項目があるんですが、その中に一番最後に、水利とその他というところで、農道も含まれると思うんですが、気になる点があれば調査の対象になるということで、今回、私もつらい立場なんですけど、同じ地元で農業をやっている人で、それと農業組合という組織があって、その板挟みの中でどう判断していいかということのを迷いまして、どちらにしましても、皆様方のご意見、審査を仰ぎたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。

続きまして、No. 4の上田上桐生町及び桐生二丁目、またNo. 5及びNo. 6の桐生三丁目につきましては、地元委員より一括してご意見の方をお願いいたします。

委員 まず、4番の3条許可についてです。これは6月30日午前に、私と推進委員と相手方、代理人の〇〇さん、それから〇〇さん、この方兩名ともこの〇〇という会社の関係者、別組織ですが、同一関係の会社の方で、代理人として来られました。

まずね、現況を説明させていただきますと、13ページの地図を見ていただきますと、左の上のほうに池があるところが桐生町の集落の一番端っこですね。そこから約3～400m行ったところに、農地があります。

14ページを見ていただきますと、③と④の間に家屋が描かれていると思うんですが、この方がもともと所有者が住まわれていたところで、この一帯を持たれていると。この方はもうここにはおられなくて、約1kmほど離れたところに住まれてここは空き家であると。当然、農地もされていません。聞くとところによると、約10年近く離農されていると。遊休地にされて荒廃農地になっているという状況です。

全体を見回すと、中には木が生えていたり、当然高い草も生えていますし、草の生えていないところはなぜかといいますと湿地、湿田で草も生えないというような状況です。ここは担い手不足もちろんあるんですが、池からの水で、その養い水で田んぼをされていたということもあって、その池が壊れたのがきっかけでされていなかったというような状況です。

横手に黄色の側面に細い道があるんですが、これは桐生町から牧町までつながっている大津市道の幹線道路。市道であっても2か所、鎖で塞がれていますし、一番右下のところでは、獣害対策の扉が手動ではありますが設置されているというような状況で、なかなかここへ足を踏み入れる人はいないような現状であります。この黄色の部分が、この1万6,000㎡にあたるところですが、ほかにこの色づけされていないところも別の所有

者がおられまして、これも休耕田になっています。全体で約1万8,000㎡ぐらいあるんでしょうか、1.8haが休耕田になっていると。

それから、一番右端の下から離れたところには、これはまだ営農されていて、稲作、水稻が植わっていました。そういう状況のところですよ。

今回、現地で立ち会いをしまして、何をするかという状況も含めて、今までの北部のほうの取得であったり、桐生町の一番最初に5,600㎡ほど取得されているんですけども、その状況についても話をさせていただきました。3条許可を得て耕作をしていなかったことも認めていますし、それをきっかけにいろんなところに丸投げといや丸投げなんですけど、田んぼをしていると。これからも代表を含めてやっていくという意思はというか、言葉は聞きましたが、なかなか信用できるものではないです。

この復元計画の中にいろいろ書かれています。この人、〇〇をやってもらえるんで、飼料を与えするためにここを牧草地にして、そのつくったものを〇〇であったり、預けている牧場、ファームだったり、そういうところに供給するんだという話です。それはこの方がしっかり指導、この〇〇というのがこの牧草をやっていてその会社らしくて、その指導を受けてやっていくと。実際、その刈り取りとかそういうものをするのは、〇〇という、これは桐生のところで以前買った田んぼをやっていてと思われる会社です。ここに委託というか、作業をさせて、自分がその指導をするような話でした。

今までの経過から、私は最初この話を事務局からいただいたときは、検討すべき案件やなと思ったんですが、現状を見ますと、先ほど言いましたように、このようなところに誰か手をつけるという方はまずいないというふうに思われます。ですから、この人がいなければ、この農地は荒れ放題で、結果的に今の状態が悪化していくだけだということから考えますと、これはこの譲受人が受けて、それなりの農地を活用できるような状態になるのがベストではないかという、譲受人はしないと思っていても、やっぱり農地を活用していただける、永続的に使ってもらえるということであれば、これはやむなしでないかという結論づけをさせていただきました。

しかし、この3条許可というのはこの時点で分からないんですね。結果でしか分からない。本当にするのかしないのかというのが数年たってからでしか確認ができないということです。これは次期の農業委員にも引き継ぎのときに言っておきましたのですが、しっかり確認をしていただくようお願いしています。

さらに、北部のほうではまだまだ買いたい、広げたいというような言葉も出ていましたので、これは注視して見ていく案件ではないかなというふうに私は思っています。

この案件については以上です。

それから、次、5番目、6番目。これは6月21日、日曜日に立ち会いをさせていただきました。この方は、〇〇という会社をやっておられまし

て、農地を幾つかやられています。それを以前の利用権設定からやられていまして、1町5反から2町の間、利用権設定でやられていまして、大石と桐生町のところでやっておられるんですが、大石のほうは未整備田でなかなか効率よくできないということで、この桐生町の今の案件のところは圃場整備した農用地区ですので大変やりやすいということで、以前からこのところへ作業を移っていきたいという話も利用権設定のときにはされていました。

さらに、この方はきちっとその計画を持ってやられていまして、自分のキャパシティというか、能力の上限をそれなりに見極めながらやってこられているということが以前から話の中に出ていまして、今回これを含めて2町5反ぐらいになるらしいですが、それで大まか賄える。さらにもう少し手を伸ばしたいということもおっしゃっていましたが、現時点では自分のキャパに合った量がこの農地、今回取得する農地を含めた量であると大変計画的にやられているということで問題は特にはないと思われますし、その日、21日曜日で桐生の村普請があったんですが、会社の方、5、6人を含めて地域と溶け込む形でそういう普請の作業も一緒にされていたということもありましたので、特にこの方についてはこの5番、3,300㎡、3筆まとまっています。6番、これはちょっと離れたところなんです、1筆1,700㎡、両方見させていただきましたが、特に問題はないと思いますので、審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。

今までで議案の165号No.1から6まで地元委員に説明していただきましたが、これに関しましてのご意見とかご質問等ございますでしょうか。

委 員 事務局に質問なんです、このNo.2と3、農地の代替地として譲られるところで、この7ページの写真見てて思ったんですが、先ほど〇〇委員のほうからご説明ありましたとおり、譲り合いの里道がついてあるということなんで、これ公図上の面積をもって3条で取得されるというのなら問題ないとは思いますが、昨今、その農地の中に農小屋が建ってる場合は分筆してから建てろという理由が、その小屋のところは作付けができないから農地とは認められないので、3条申請はできませんという原則のルールがあると思うんです。この今回、この道路も地道やったらまじやったんですが、コンクリートで施工してあるんで、明らかに作物植えられないんですが、このまま分筆もせずに3条で受けていいものなのかどうなのか、教えてください。お願いします。

事 務 局 〇〇委員がおっしゃるように、農業用倉庫等が建っているときは、基本はそちらについてはまず分筆をして、整理をした上で3条の許可申請をしてくださいということで、これまでから指導をしてきているところでござ

います。今回の雄琴のこちらの土地につきましても、一部道路になっている部分があるということで、里道が少し狭いということで、出し合い道ということで過去からこの部分については地域の方で出し合って、皆さんが通れるようなところを農道として使っておられたということでございます。一応、今回出し合い道のようなところ、水路も含めてですが、そちらも含めて許可はもちろん、転用の許可は不要という類のものになるので、ここを含めて農地と見ることはできるのかなと整理はしております。

今回も、3条の許可申請でここを含めて手続をするというところで申請をいただいている中で、出し合い道は出し合い道でそのまま残して使いたいということも確認をしておりますので、基本これを触ることなく、そのまま使っていくというところでございますし、農業用倉庫の建物といったところまでではないので、今回はこのままで3条の許可として手続を進めさせていただきたいなというふうに整理をしております。

以上です。

委員 私の説明が申し訳ないです。今、おっしゃっていましたが実際分筆するときに、官民、あるいは民民の境界を確定してからでないと、交換であれ、売買であれ、その面積で等価交換している。等面積ではなくてね。

一方は、今おっしゃったその〇〇さんは一応この里道まで出ている赤線の部分はもう寄附してもいいというふうなことをおっしゃっていたんです。〇〇さんのほうは、これはうちの等価交換しているからここまでの線引き。だから、持ち合い道の部分もうちのであるから、これはうちが占有しようが物を置こうがそれはうちの自由やないかと。そういうきつい言葉ではなかったんやけれども、交換であれ確かに所有権移転になるから、自分ところの所有権というのは排他的なもので、里道に食い込んでいても、それはうちのだからと主張されたら、今後どういうふうになるかということが一番懸念材料で、そこは農業組合も黙っていないんですよ。我々通る道やから。維持管理しているのは、農業組合がその水道の掃除とか、この何ぼコンクリートができていと言っても、長年使っているとそこがひび割れたり、いろいろ農道を修理したり、それ全部農業組合がやっているんです。そういう面で、農業組合をないがしろにして、こう言って個人が自由に交換したから、うちのやからもうというそこへ私は非常に、もう3年目になってこういう案件が来てどうしていいかと思つて。

雄琴にはほかにも苗鹿とか、それから千野とかもあるんですが、これがこういうふうになったら。昨日、農業組合員を呼んで意見交換会したんです、うちの自治会館で。そうしたら、やっぱり外から来られる業者がかなり越権行為をしてきて、そのときは自治会まで出て要望書出したり、それから農道に関しては用地課が担当やから、農業委員会ではなくて用地課の判断まで仰いで、それでも動かなかったという事例もあったんです。

そういったことを事前に聞いていたから、ここは丁寧にもうちょっと時間かけてでもご審議にいただいて、その中で1歩進んでいるのは、設計士

の方から、この3番目の〇〇さん宛てに、先ほども申しましたように、誓約書というのを出してもらって、そのひな形を一旦私ところにファクスいただいて、それで木曜日に農業組合長のところへ持って行って見せて、その後の連絡が3日たつんやけれども全く不通になっとなって、何かもしそれが行き違いやったら別やけれども、全く行き違いやなくて、それで返事が来ていないというのか、そういう状態で今日まで来たから、もうできることなら早くこの〇〇さんも地元の農業者やし、まだ若いし、今後またやっていってほしい方でもあるし、応援したいんやけれども、その農業組合という組織の中に介入していくということがすごく今後心配なので、皆さんにご判断、ご意見を仰ぎたいと思いまして今日になったわけです。

それまでに事務局といろいろ相談させてもらったんですが、もう時間的に今日になってしまったから、もう1歩進んで誓約書を交わして、これは農業委員会へ出す書類ではないんですが、地元の農業組合と地権者との間で交わしてもらおうということで落ち着いたら、そこで一旦この案件は通させてほしいと。もう根本的に通してほしいって案件なんです。

でも、スムーズに行っても後で混乱が生じたり、先ほどもおっしゃったけれども、2年先、3年先。それで、この写真で見ても、一方、これ造成するけれども、畑として維持管理するといって本人は言うているけれども、その隣に分譲地ができるんです。だから、いつでもそれに合わせて、それは言うているんですが、3年間はやっぱり農地として管理してほしい。その辺もあまりはっきりしていないような回答もあったんで、要は地元の農業として振興してほしいという観点に立てば、いずれ分譲地で宅地になろうかと思うんですが、やっぱりその間、農家なり使う人の利用者として不便がかからないような状態で管理してほしいというような意向で、皆さんにお知恵を借りたいと思います。

よろしくお願いします。

議長 何かありますか。

委員 〇〇委員と私の地区、とても類似している市街化区域の農地で、昔から我々の農地でも大型機材を使って農業をしていたわけではないと。ほとんどが一輪車1台通ったり、要するに牛車が1台通ったり、牛でやる時は牛が通ったりというのが大体里道の幅やったと。

ところが、ごっつい大型機械が入るようになったら、今言うてはるように、みんなが農地を出し合って、いわゆるそれを里道みたいな形で使ってきているところがたくさんある。

今の話で出てきた、セメントしてある部分の出し合い。お互い助け合って、大型機械を通すためには、みんな助け合って農道をちょっと太くしようかというのは、ずっと今まで来ているわけやな。

ところが、市街化区域やから、どんどんどんどん周りが開発されていく。それで、実際、うちが今持っている田んぼも、昔、私の父やみんなと

共同で出し合って農道を太くしてあるんだけど、実際、それ官民境界したときに市役所が言うてきたところは。現状維持と言われるわけや。

だから、これも今言うたら現状維持という考え方ないのかな。私の地区はみんなそれ現状維持で、昔は農道、里道はこんなに広くなかったんや、いや、これはうちの先祖やらがみんなが出し合うとんや、もっともっと狭かったんやて言うて、実際宅地開発とするとときに、官民境界はしないとイケないわけやね。そのときは、路政課が来たら現状維持ですわと。だから、我々の持っていた土地でも全部それは官民境界してしもうたら、公のものになってしもうてんのが現実なんや。

この案件も同じように出し合いの農地やから、実際官民境界したら、この今のところのこのセメントの部分やったら、全部それ公の里道やという形で市役所のほうが言わへんのかな。我々みんな、そういう意識を持っているから、もう致し方かないと思っている。既に今、昔の里道というような状況はないからね、我々の農地で言うたら。みんな大型のトラクターやコンバインやらが通れるようになっているから。昔はそれの半分ぐらいやというような意識があったけれどもね。それは今、市街化区域やから誰かがうちもう手放すわ、辞めるわと言うた時に、隣地の者が同じようにして境界の確定で立ち会うけれども、里道は言ったら路政課が来たらもう現状ですわと。それが1 m 8 0と言うているけれども、2 m 超えている、2 m 4 0 ぐらいのところも里道ですわと言ひよるからね。

この件も、この方が自分の土地だと言うてはるのは分かるけれども。

委 員 いや、〇〇さんのほうは、先ほど申したように提供するというふうな。

委 員 〇〇さんが渋ってはるの。

委 員 〇〇さんが。写真では詳しく分からないかもしれんけれども、確かにこのコンクリートところも入り込んでいるし、この下に水路があるんですよ。そやから、この大きい田んぼのところを全部今まで田植えされたんですよ。水路も没にして。だから、それはうちの土地やから、早い話、好きにしたいと。水路のところを嵩上げてして駐車場して、残っている交換した畑を畑にするから、そこを行き来したいというふうな当時、立ち会ったんです。

それをするにしても、道は最低限残してほしい。現に使っているし。ここ、隣に団地ができていますので、歩行者もかなりいるんですよ。それが障害になって使えなくなると、もう農家だけやなくて、まちづくりと一緒にやっていくには人が入ってくるから、人の通行というのもこれまた袋小路とかになっても通行権はあるから、ここは袋小路でないからもう真っ直ぐ突き抜けられる。まして、飲食店とか小売店とかあるから、利用者が多いところなんです。

長々とお話ししましたが、農業組合からここまでやってもらったらもう我々は安心して使えると、そういうひとつ一筆書いたもんを、特に〇〇さ

んのほうから頂けるというところまで進んでいるんです。それが今日に間に合わなかったから、口約束だけではちょっとまずい、そういう状況なんです。お分かりいただけたら。

委員 分かりました。

委員 本当に立場上、つらかった。

それで、昨日、地元の農業組合長とか15人ほど集まって、いろんな話、このことは別ですが、将来、中山間地は中山間地で遊休農地とか荒廃しているところ、そういう問題もあったんやけれども、市街化農地はちょうど一方で開発、一方で残っている人がいかに農地を保全していくか、それが一番狭間に立って。でも、農業組合も農業委員会もそうしてでも農地を減らさんように、一旦農地が宅地になったらもう二度と戻らない。まだ遊休農地だけは解消といってその中に入るけれども、うちのところよりもこれは農林水産課長ともお話ししとったんですが、日吉台とか空き家がいっぱいできて。

委員 私の意見としては一応了解。分かりました。

とりあえず今、官民境界をきちっと先にやってもらうほうがいいんじゃないかという話だけれども、今、それは一部誓約書をもって農道確保を約束させてもらうという話やから、それが今現在はNGの状態やということやな。それで、今、委員が悩んでおられるわけや。

だったら、確定してからでももう1回、継続案件にしても構わないなというのやったら。私らはそういうふうに賛成させてもらうけれども。

委員 今、調べていますと、この10ページの地図のグレーで塗られている道ありますよね。住宅地の中を走っていたり大きいところ。これが公の道で、市道番号ついていたり、県道であったりとかという道路になるんですが、問題のこの田んぼの前の里道は公の道ではありません。大津市指定番号振っていませんので、これは単なる雄琴の農業組合が管理していらっしゃる、もう本当にその譲り合いの道の里道ということなんで、私有地の複合体になるかと思います。

なので、今回のやつ、その官民境界とかいうのもできないし、公の道ではないので、単にここのコンクリ打ってあるところをみんなと今まで通り共有で雄琴の農業組合さんが管理してみんなが使えるという誓約書があれば、それで今後も同じようにできると思うんですが、それを拒否してはって、自分の土地や好きなようにしたいと言わはったら、それはいつ何時、ここ通れなくなってしまうという可能性もありますので、その場合はもう3条申請の大原則に従って、ここのコンクリ打っているところは作付ができないので農地ではないので、そこを分筆して本当のこの地道のところ、地の植えられるところだけを面積で取得してくださいとか、何か制

約設けたほうがいいんじゃないかなと私は思うんですが、会長いかがでしょう。

議 長 事務局、何か意見ございますか。

事 務 局 まず、〇〇さんですが、里道を出すのを渋っておられるとかそういうわけではないというふうなところだと思うんです。引き続き、皆さんが使えるようにこのままで、農地の部分は自分が農地として使うけれども、道の部分は現状の道として使えるようにしますというところでの確認は取らせてはいただいています。

委 員 そう理解しているんです。

ところが、ここ3日間の中に、その農業組合との折衝が全然もう滞ってしまっとなってますわ。

だから、間に合うようにしてもらったら、もうそこまで行っているんです。誓約書というのが。ここにもありますけれどもね。履行ができていないから。

事 務 局 里道はありますので、もちろんその〇〇さん自体もこの農業組合の組合員であると思いますので、全然違う地域の方がこの農地を取得するとか、そういうわけではないと思いますので、引き続き、もちろん農業組合に所属されている方として皆さんと使えるように土地は使っていくというふうな認識を持っております。

委 員 市道に認定されていないから里道があったという認識なんです。

委 員 里道は法務局の公図とかではなくて、古図というのが地域にあるんです。昭和6年の。それに字限図、田は田ですが、官地として里道は赤線。

委 員 赤線が引いてあっても、牛1匹歩けていたら赤線ですよんか。

委 員 ただ、幅員も全部別冊に載ってある。4歩とか。

委 員 それを広げている出し合い道で、私の担当地区でも全部そうやけれども、だから公図面積を持って3条申請でってやったら、舗装してあろうが、道路で砂利敷いてようが、公図面積どおりの3条の売買でちょうどやから何ら問題なく通るんですよ。

でも、その道路と言ってややこしいことになってしまうと、では、分けたらどうということにもなるんですが、公図上のこの面積のままで3条で行かはってもいいんですよ。地元委員さんとしては通したくないの。

委員 どういうことですか。この公図上というよりも、現に測ってこれ実測なんですよ。昔の公図とか古図とかを持ってきて、それをセンターにして、当初1 m 2 0 ぐらいの畦道にちょっと広いぐらいのところやった。畦道というのは、上の法面があるから、その隣を歩いていたから、実際、一輪車も通れるぐらいだったのです。それで、両方が出し合っているから、出し合った時点でもうみんな農業組合が全部やったんやけれども、それで幅員が広がって、現状がこういうような状態でやから、それがまたこの赤いところまで持っていくと元の木阿弥になってしもうて、何のために増やしたかということになるから、それは逆戻りになるんで、一般的に言って。

委員 今、言ったように、みんな一緒やから、出し合って。昔は牛が1匹通ったぐらいでそれがもう里道みたい、要するに田んぼ道という扱いやったけれども、実際出し合ったものは我々の地区ではもう致し方ない、この状態が現状やと。だから、役所が見に来たときでも、割り切ってここまで、これが里道やと言われたら、大概割り切っているほうが多いんやけれどもな。

今、雄琴の一部で揉めている中でも今、聞いていると、〇〇さんでも誓約書というのはあくまで担保やからな。別に誓約書を取り付けんでも、いやいや、この農地の出し合った道はずっとこれから今後も使ってくれたら構へんよと言うてくれて、その信用状態で行けたら一番ええのやけど、今、聞いていると、〇〇さんでも、今言ってるように、その〇〇さんでも一応それは使ってもうてもかまわへんよと言うてはんのやろ。

委員 〇〇さんは言うてはるし、そこまで占有することもないと思うんやけれども、この〇〇さんの場合はここ出入りするということになってくると、ここの原形がなくなる可能性があるということ、1つは。だから、もともとの里道があるからそこを使用収益しはるのはいいですが、うちのやというような、確定して。ここまで一応官民境界ができているから、その主張は正しいんやけれども、いざそれを自分のところで使うとなると、通る人というのは支障を来すと、そこなんです。農機具にしても、軽トラにしても、そこだけなんです。

委員 別に通ってくれと言うているんやったら問題ないと思いますね。

委員 それはないけれども、そこまではまだ話が正確に言うと現実の立会いではそういうところまでできてなかったんです。だから、農業組合がこういう状態で交換になればそれはどうしたらいいかと。

再度言いますが、もう書面で出してくれとるからそれに押印してもらったら穏便に解決するし、農業組合と地権者との関係がね、農業組合が今後のことを思って全部管理維持している関係でね。

だから、そこについては農業委員会はまだ書面で通るし、現況と一致していたらもう十分な条件になりますから、説明が不十分かもしれないけれ

ども、やっぱり開発途上のところでいろんな問題が生じとるのもあって、農業組合もそれでも当事者で任しといたらええというふうに言われとるけれども、それが尾を引いているところとかもあったり、農業組合というのはずっと続けていかなんもんやから、もう全部が住宅になって大津市の認定道路になって公園ができたなら、もう農家としては立ち入ることがないんですが、1軒でもまだ田んぼしていたら水利は潰せないし、もちろん農道もそうだし、再々こういうことがあったらいかんと思って農業組合はどういうふうに取り扱ってくれるかということで、中に入ってくれている設計事務所が、こういう状態だと言ったら、それなら誓約書を交わそう、私が持っていくといって持っていってもらっている、そこで止まっているんです。そういう現状です。

委員 今、おっしゃっているその誓約書というのはいつでき上がるのですか。

委員 もう近日中に。近日中って、言うてんのやけれども今日はまだですわ。ただ、期限は切っていなかったから。

委員 今、その話を聞かせてもらっていて、地元委員がすごい懸念されていることはよく分かりますし、今後、その周辺農地にも影響が出るんじゃないかというのも可能性としてなくはないと思うんです。地元委員さんはここまで周りの営農のことまで考えておっしゃっているんやったら、その書面を待ってもいいんじゃないかなとは個人的には思うんですけれども、どうでしょう。

委員 保留したら。

議長 ○○委員、どうぞ。

委員 地元委員がもうこれでええと言うてはるんで、それを差し置いて言うべきかどうかなんです。まず結論から言うと、こういう道路、入り口の道路の処理については思ったときというか、この行為があったときに処理すべきだと私は考えます。少なくとも、このコンクリートの農道の部分。

先ほどおっしゃっていた中で、官民境界ができているというようなこともおっしゃっていたということは、この農道の縦断的な官民境界ができているということでもあるんですかね。

委員 官民境界、路政課でできています。

委員 そしたら、例えばその分筆をするとか、分筆をして、農業組合は農地持てませんので、誰の名義にするかというのがあって、この分かったときにしないと、確かに誓約書というのは一方であるかも分かりませ

んが、とことん問い詰めるとあまり効力はない。これも私の少ない経験上なんです、誓約書というのは契約書ではないんで、年数がたっていくと所有権移転も変わっていく場合もありますし、その土地の所有者が亡くなられて相続される場合もありますし、いろんなところで問題が生じることがありますので、今、このやっているところ、明らかに農道を民地が食っていると、出し合い道なんです、そういうことが明らかな部分については、出てきたときに処理すべき案件だと私は思います。

ですが、誓約書をもって処理をするということであれば、それはそれでやむなしかなというふうに思います。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

事務局、今の誓約書を待った場合にどういうことになりますか。これだと保留というような形になるかと思いますが、その辺について事務局は。

事 務 局 皆さんのご意見で誓約書が出てきてからというご判断ということであれば、一旦今月は保留になって、また翌月以降に判断をするというふうなことになるかと思います。

議 長 今の官民もできているという中で、過去にそれができとるわけですね。

委 員 官民ができていたら、この道は含まれないのと違う。

事務局長 補足させていただきます。ここの対象土地は、官民はいつか知りませんが、令和8年度に法務局で地籍測量図が備えつけられていますので、里道が走ってて、その周りの地元立ち会いでちゃんと官民境界をして、地籍測量図まで出ているということです。

ですので、現況の道路をもって官民境界をされたということではないというのが事実です。

だから、地元の方も一緒に立ち会われますので、里道ですので。それも承知の上で道ができているということです。これは、一応皆さん、里道がどうなっているかという話があったんで、一応補足はしとかなあかんと思っています。

ですので、境界はできていると。だから、出し合い道で境界はできているということ。だから、今後、さらに立ち会って現況に戻るといったことはないのでございます。

委 員 それなら、この写真11ページのオレンジ色のラインが引いてあるところは、これ大体実績測量図に基づいた形で線が引かれた。でも、eMAFFで見るとこれだっ広い細長い田んぼがズボーンと走っている中の一部分だけを譲り受けはるんかなと思ったんですが、そうではないんですね。

事務局 割と最近に分筆がされていますので、eMAFFの区画と少し変わっている部分があるかと思いますが、分筆がされた上で今回申請が上がっていると、農地として使う部分について3条で上がっているというものです。

委員 今、お話を聞きましたが、今現状のこの写真で言うたらセメント部分の道路、これが現状の道路ですわな。それでもって令和8年ぐらいにみんな立ち会いの下で、もう境界確定ができているような話を今聞いたんですが。

委員 この線のところで境界確定ができている。

委員 線のところで境界確定ができるということは、一部は線の内側、農地側はあくまでも個人所有地やな。

それで、委員が言っているのは、個人所有地を使わせてもらわんと、これからこのあたりを行き来するのに支障を来すからという話ですね。

それで、今現在のこの3条申請で上がっている部分は、このセメント部分も入っとるわけやね。

このセメント部分だけは、今言っているように。

委員 でも、地権者さんは使ってくれてもええと。

委員 今、言っているのは、それを誓約書をもらおうとしているわけやろ。

委員 そうですね、面積は8.7㎡なんです。だから、その分が官地扱いで来ているんやけれども、それを民地扱いをすると、そこの部分はこの交換した人がもちろん占有もできるし、所有もできるというふうな法律上、もう所有権が発生するから、そこでそれを不具合やから、先ほど言っていました、念書なり当事者で契約する、それが複雑なので。

事務局 今、この土地だけでお話進んでいると思いますが、みんな同じ条件ではないんですか。

委員 ないです。

事務局 ないというのは。

委員 それは隣接者同士の協議によって。でも、ここはもう事前に決まっとったんやけれども、それを等価交換の中で面積を一方は分譲地の業者やから、そこが等価交換するためにここを、悪く言えば、組み入れてきたから、ここを外して中で面積で等価交換するとよかったんやけれども、ここをやっぱり自分のところも分譲するのに計画図面が必要やし、その中でそれが大

きく変わると、ちょっとでもやっぱり面積があるほうが良いということ
で、そこで両者の和解ができてこういう結果になったと。そこは私ら介入
することはできないけれども、現実として等価交換されたのが事実なので。

事務局 里道ですので、もう真っ直ぐ恐らく120でずっと決まっています。
だから、場所によって出たり入ったりというのはないんです。

委員 ありますね。後ほどまた機会があれば。

事務局 それは一般的にはという話の中でそうなんですが、ということは、ここだ
け今の確約書みたいな、例えば覚書きとかそういうもので対応したとして
も、〇〇委員がおっしゃったように、代が変わって違う人になったら、そ
んな約束してませんと言われたらそれで終わりのものですし、そんなに強
い担保にはならないと考えます。

委員 でも、官民境界をずっと継続しますからね。

委員 だから、今回は、この道路の入ったある黄色い部分で官民境界を引いと
かはったら、今のコンクリのところで官民境界してはりませんやんか。実
績測量図から見たら、官民境界してはるのはこのコンクリのところですよ
ね。この赤い線のところですよ。この場所なら何も言われないのでは。

委員 もうちょっと詳細な図面も持っているんですが、今回はここで審議する
参考図面として出ているんですが、これはもう少し中に入っている状況で
すね。

委員 それなら、もう通したないのやろ。

委員 私も通してほしいという気持ちもあるんですが。

委員 そしたら、現状のままでええのやんな。

委員 農業組合、今出しているそれを担保としたら、ちょっと時間が欲しい。

委員 いや、担保としてというか、担保できへんという。

委員 誓約書ができない。

委員 法律的に根拠がないから、そんな書面が出てきたところで。

委員 これから出すというので、ここでは出さないけれども、農業組合と本人

とが。

委員長 なかなか困っておられるなと思うんですが、先ほど事務局も言いましたし、それから〇〇委員もおっしゃいましたが、誓約書があっても、それこそ時代が変わったり状況が変わると、そんなもん何の意味も持たないようになりますんでね。今、聞いていると通してほしいということもおっしゃってるんで、そのコンクリートの部分をどうするかということですが、基本、それこそ仲良く使っていただいたらこのままいけるし、時代が変わったり、状況が変わって揉めると、このコンクリートのある部分8㎡余りについては、私のものですということをおっしゃいますんでね。私としては、できるだけ仲良く農業組合と中でやっていただくのが一番かなと思うんです。それで、ここでその審議をしていただいて、通していただくのが一番いいかなというふうに私は思いました。

以上でございます。

委員長 そうです。

委員長 〇〇委員、地元の対応ができるかということと違うの。もうこれを通そうと思ったら、今言うているように、地元の農業組合が地元対応としてみんながお互いが納得できる話し合いができれば、今言うているように、その確約書とか保証書、そんな誓約書みたいなものって今、法的効力みたいなのもあらへんのやから。

委員長 それはこちらから要望してないので、私はどちらかと言えば、顛末にはならないけれども、何らかの形で相手の意思表示を書面にしてもらったら、それが一番農業組合側はそれを基にずっと、また代々変わっていくけれども、それが無いともうただ単に話だけで現状どおり農転が通ったということになると、そこだけですわ、心配するのは一番に。

委員長 もう時間的にあれやから、賛否とられたら反対しようか迷っているのや。

委員長 タイムリミット、それで決めていただかんことには。

事務局 実際、今回申請が上がってきていまして、許可・不許可の判断をするに当たって、今の理由を基に不許可ってすることにはなかなかできないのかなというふうなことは思っておりますし、これが相手さんが許可が何でもらえなかったんかというところで言ってこられたときに、もし訴えられてしまうと、それこそこちらはそれに対して対抗できるものではないので、勝つことができないというのもあると思うんです。

委員長 申請自体は不服とかそれはあるかもしれないけれども、むしろ農業組合

からこちらに農業委員として来た場合、それはどういうふうに答えたいか、答えるための1歩として、先ほど言ってました誓約書なり書面で、口だけではあまり信用度がないから、書面でもらったらもうそれで落着かなというような判断でおります。

委員 農業組合から農業委員会はどういう理由で訴えられるんですか。

委員 それはないと思うけれども。

委員 ないなら、そのままでもいいのでは。

委員 いや、私が農業委員やから、相談があってこのような形で進めていくという。

委員 心情的な関係だけですよね。要するに、農業組合のほうからそのときの農業委員があんなふうにしてしまったと、そういうのを心情的に避けたいという感じですよ。

委員 ですから、最初に申しましたように、後から陳情書の昔から事前に誓約書というので設計事務所がそういうような配慮をしてくれて、既に出している状態なんですね。その返答がないから、その経過を待ってもらうのも1つかなど。1つの方法として。

委員 そしたら、もう一つ、〇〇委員の次の農業委員に来期、もう一回来月継続案件でやった場合に、今度、〇〇さんになってくるか分かんけれども、それで解決するかどうかと言ったって同じことで堂々巡りと違うの。

委員 いや、もうその時点ではもらっているから。

委員 とりあえず、誓約書が出てきたら、一応地元農業組合としての担保は取れるわけやな。

委員 そうです。

委員 法的な効力がなかったとしても安心感というのは出るわけやな。

委員 そのとおりです。

委員 お互いの信頼性が確保できるわけやな。

委員 はい。

- 事務局 お話を整理すると、もともとこの申請地はもう分筆された上で、もうこのラインが、この赤枠のラインがこの譲渡人ですかね、の土地だということでもう決まってしまうので、今さら〇〇委員がおっしゃっているその誓約書がなければ不許可にもできなければ、保留にもできない。今のポイントは、その誓約が出てきてこの方が今後も出し合い道としてこの道を使っていったいいよという担保が取れないと許可を出せないというところがフォーカスされていると思うんですけども、そもそもそこはその許可・不許可のテーブルに載せるべきではないと思っています。
- そこを理由に不許可とか保留にしてしまうと、では、なぜそういう対応したのかというふうに言われてしまうと、逆にうちが負けると思います。
- ですので、もうその心情的な部分とその許可・不許可というのは分けて考えるべきだと思いますし、本件に関しましてはその出し合いをどうするかというのは問わず、排して、許可・不許可をご判断、本日いただければというふうに考えております。
- 以上です。
- 委員 心情的な面は通してほしいということです。
- 委員 心情的なもんでは農業委員会は動けない。
- 委員 いや、ほんで農業組合がそれを駄目押しで通過するというのが。
- 委員 駄目押しでも何でもなし。法律的に許されている。法律的に。法律を曲げてまでこれ引き伸ばしたら。逆に今度この申請人から訴えられますよ。
- 委員 そこは難しいところやけれども、訴えるとかそれは農業委員会がですか。
- 委員 まあ、そうやけれども、さっきの事務局の話はもっともな意見やと思ったわ。それで言うたら我々反対できへんな。今、言っているように。
- ただ、地元の農業組合の中に入っていたら、この話だけは使えるように話まとめといてくれよ、それは農業委員会に言っといてくれよと、そんな話にはならんと思うで。みんなが集まって、お互いがこの所有者やらに寄ってもうて、地元で一遍話合いのと音頭を取らしてもらおうわというぐらいのことしか農業委員の立場としてはできんと思う。これを農業委員会の事務局に言うて、みんな言うて、わしが反対さすさかいというようなこともできへんし。
- ちょっと切り分けて話を考えなしゃあないわ。僕はそう思います。
- 議長 ちょっと心情的なほう、農業組合と申請者と両方と頭の中にお持ちやろうから、右を立てたら左が立たん、左が立てたら右が立たんというような

感じで困っておられるお気持ち的には分かるんですが、今。各委員からとか事務局からお話がありましたように、法的に判断をせざるを得ませんので、これは何かあったとしても法的に基づいて判断した結果やということで、地元から話があれば説明をいただく以外にないかなと私は判断いたします。

委 員 よく分かりました。それはよく分かりますが。

議 長 その中で今回のこの分については判断をさせていただきたいと。あとは、いろいろ話はあったけれども、そういう形で農業組合の上の方と申請者のほうで何とかうまいこと話してくれへんかということを経元で言うていただく以外ないんと違いますか。

委 員 それは引き続いて、まだできていないからやらんならんし、そういう状況でこの会議があったから、それを押して、強いてするというつもりはないです。それは一農業としてないけれども、現状だけ事実関係で、当初から言っているんですけれども、事実はこちらからそれを押してとかそれはもうこの委員会で判断していただくのが。

いろいろと私の考えはもう決まっているんやけれども、農業組合がそういうふうに関係を掛けてきたのが、まずある。農業委員としては、全て法律に則って解決していくのが、申請を受理していくのか、それが一番賢明な、妥当なやり方やと思います。それもしっかり把握していますし、そういうことでまとめていただいたら。

議 長 分かりました。
ほかの議案に対して、それではご意見・ご質問。

委 員 4番の上田上桐生町のこの〇〇さん、この方、北部のほうでの農地買ってはる方ですよね。その農地は今どういうふうになっているかというのは確認をされているんですかね。事務局のほうで確認してはるとか。

事 務 局 八屋戸のほうの農地につきましては、一応果樹園で整備をするということで確認をしておりますが、一旦あの辺り一帯をもう少し買いたい土地があるというところで、まだその果樹園の整備までは入っておられないような状況でございまして、今、また3条ではかの〇〇のところで取得したいところがあるというところで、今、相談をまだ受けているような段階ですので、まだ果樹園の動き出すまでは行っていないです。

委 員 こうやって場所が南部と北部とに分かれています。人が同じ人やったら、その辺も連携しとかんとどうなったのか、許可はしたけれども放ったらかしとかになってへんかとかいうのを、地元の委員さんだけと違って事務局

のほうも、こんだけ離れている場合はそういう状況を確認してもらったほうがええの違うかなというふうに思ったんで、今の発言をさせていただきました。

以上です。

議長　ご意見、要望ということによろしいですか。

委員　そうでないと、何ぼでも買ったというのがそういう人ばかりが増えてくると後々大変になるんで、そのほかにも農地を集めてはる人がおられる思うんです。

委員　北部、私、担当で、守山地区なんですけど、事務局からもお話しされたように、現状のままです。それで、私の近くなんでよく通るんで見ているんですが、〇〇さんはその現場に立ち会って2回会っています。牧草の話もほかの面で考えているんだということで、今回ここにも出てきています。

〇〇地区は、もっと買いたいと。まだおばさんが畑しているから、おばさんがその畑は別のところへ移動をさすために、別のまた土地も考えていると。その一帯を広げて同じ場所の自分が観光農園か、そういう形で目標を立てていると。進行状況が今、まだ進行している段階ですね。

以上です。

議長　ありがとうございます。

委員　ちょっと話逸れますけれどもね。〇〇さん、今言うたら主が解体、メインの仕事はね。今、景気がええんか知らんけれども、たくさんの財をなししていろんな農地をかうてくれはるのは、地元さんとしては遊んでる農地をかうてくれはるから大変助かる場所もあんのやけれどもね。

話が甲賀市の中にある、それもある〇〇が〇〇を経営してはるんですよ。もともと〇〇、〇〇ってあった、今、〇〇というところがあるんです。そこには農地ではない、要するに〇〇に水耕栽培みたいなものをつくって、野菜工場みたいなものでつくってはんねんけれども、それが設備やら考えたら1億円以上の設備が必要なんやけれども、これ実際、そのお金、4,000万ほど投資してへんて言うてはんねん。あと、どうやっているのと聞いたら、甲賀市か何かから補助が全部出んのやと、助成金が。市が。

委員　それ国。

委員　市か県か何かから公的な金が下りるから、実際そなん入れて、自分が経営しているゴルフ場の中に水耕栽培、野菜工場みたいな庭やな。そういうものをつくって、今やってはんのやけれども、我々農家のほうは大農業

でも1億円からの設備をつくって、体感施設を2つ、3つつくって入れる。そんなことってできっこないわけやね。

ところが、その人らは、公的な金で補助してもらえるから、いわゆるもう〇〇業はもうかるし、〇〇でちょっとしばらく、〇〇が好きやから〇〇買って〇〇も経営してみようかな、今度、そやな、補助が出るんやったら農業の関係もわし手出してみようかな、それで公的な金がもらえたら、まあまあ回らんことないな、そこは少々赤字出しているけど、全部グループで決算したら何とかなるやろかなと、そんな考え方持ってはるかどうかわからへんけれども、そんなんやったら、要するに遊んでいる農地をどんどんどんどん取得しはるような可能性あるわな。

最終的に一番怖いのは、遊休農地を解消するのには、今、地元の農業委員も困り果ててはと思うのだけれども、そうやって買い受けてくれたら遊休農地の解消としては助かることは助かる。ただ、もしそんなんやったらけれども、こんなあんまりもうからへん仕事やしもうええわと言われたときが一番怖いわな。遊休農地解消やと言っているけれども、何か変なもん建てて、どないなんのやということになってきたら困るわな。そこは問題で、今、〇〇委員も気になってそれ言わはったとは思っているのだけれども、そこを我々、25期で終わるけれども、これから事務局も含めてウォッチングだけは必ずしていかなあかんわな。

今、〇〇委員が言わはった案件もそうやし、牧草をつくるというようなこともそうやし、これ一挙にこんだけの農地もう1回復回復させて、復元させて、もう1回水田つくれというのはとんでもないができそうなことではないし、確かに遊休農地で10年間も遊んどるところの解消は、みんな地元の人、ああ、助かった、助かったと思ったはるのが本音やけれども、これは本当に継続してずっとウォッチングしていかなあかんわな。

もしこれ何かあったときに、ペナルティーというのを設ける施策みたいなものを検討せなあかんの違うかな。

委員 だって、その3年3作、市が外さりましたやんか。

委員 それを。

委員 もう国からして農業ってそんなせんでもええというふうに変わっているから、それを大津市独自で3年3作復活して3条で仕入れて農業せなあかんと言うたかて、法の後ろ楯がないからあきません。

委員 いや、今、僕が言うたように、国から公的な金を受けて、今の水耕栽培、路地栽培と違って水耕栽培やから施設も要るし、そんなやつが公的資金を受けて、半分は公の金で半分は個人の金と言うてはるけれども、それ、実際はもうええわ、もうこの辺でもわし手を引くわと言うたって、その公的な金は返さんでええわけやろ。

委員 いや、7年間はやり続けられないといけない。7年間で建てた経費の3分の1が補助で、3分の1自分でというのが農林水産省がやっとなる補助金制度であります。そういうものは。

ほかにもいろいろと農福連携であったりとか、いろんな補助金がありますから、賢い会社の人らはそれを上手に利用して、運営して、営農してはるところが山盛りあります。

委員 我々は市街化区域の農地で、わずかな農地しか耕したことないから、もう全然次元が違うけれども、心配するのは今、遊休農地解消や言うて、ああ、救われた、遊んでいる農地を買い取ってくれて助かったという思いもあるやろうけれども、これを放ったらかしにされんように、これから農業委員会は絶対にこれをウォッチングしていかなあかん。私、期の最後として言いますわ。

以上です。

議長 ありがとうございます。事務局、何かありますか。

事務局 3条でももちろん農地を取得された後、農地として使うことなく転売をしたりとか、転用したりとか、そういったこと、それが3年以内にあると、もちろんペナルティーとしては、次の3条取得での申請ができなくなるというところはございますので、今回、取得されている方も含め、3条取得後にどういった使い道をしているかというのは、今後、確認はしていかなければいけないというところになりますし、もしそれができていないのであれば、今後の取得に影響があるというふうなペナルティーはございます。

以上です。

議長 農地取得後、3年間を超えてやられたら、心配なことは出てくるかと思いますが、現状はそれ以上、農業委員会としては手も足も出えへんというようなことですので、国のほうがそこまで考えてくれるかどうかは分かりませんもので、永遠の課題になってしまうかもしれませんが、次の代、次の代という形でその農地を現状として増やしていかれる方に対しての現地の確認とかいうのを、地元委員や事務局も併せて確認をしていただくと、それ以外の手はないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにもございますでしょうか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、この165号の議案に対してお諮りさせていただきます。よろしゅうございますか。

(はいの声)

議 長 それでは、お諮りさせていただきます。
議案第165号のNo. 1について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第165号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 1についてはは許可することに決定いたします。
続きまして、No. 2について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第165号No. 2は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 3について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手多数により、議案第165号No. 3は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 4について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第165号No. 4は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 5について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第165号No. 5は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 6について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第165号No. 6は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第166号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 はい、ありがとうございました。
以上で議案166号の説明を事務局でしていただきまして、これから審

議のほうに入りますが、これに先立ちまして6月の24日に現地調査を実施していただきまして、これの一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、3件まとめてご報告のほうをよろしくお願いいたします。

委 員 6月24日に一日立会人をさせていただきました。当日はそれぞれの担当の地域の農業委員、推進員、借受人、譲受人、それぞれが立会をしていただきました、そして順番に説明させていただきますが、先ほど事務局のほうが非常に丁寧に説明をしていただきましたから、私のほうから何も申し上げることはないなというふうに思っております。

ただ、3つとも全て問題がないなというふうに私は判断をさせていただきました。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員のご意見をお伺いさせていただきたいと思えます。No. 1の北比良につきましては〇〇委員でございますが、本日欠席されておりますので、事務局のほうでお聞きのことがありましたらお願いいたします。

事 務 局 あらかじめ〇〇委員のほうからこういった形で書面をお預かりしておりますので、この場をお借りして、私が代読をさせていただきます。

本日が最後の総会であるにもかかわらず、所要により欠席すること、誠に申し訳ございません。代わりに私のほうから代読を依頼しました。

本件につきましては、6月24日に一日立会委員、推進委員、事務局2名、譲受人、代理人、そして私の7名で現地立会を行いました。重複するかもしれませんが、以下に感想を申し上げます。

まず、1つ目としまして、本件は地上に構造物を設置しない申請である。2つ目としまして、敷地内に約30cmの砂利を敷くが転圧して畦と同じ高さにし、盛土規制法の規制対象とならず、隣の農地にも影響を与えない。3つ目としまして、敷地周囲にフェンス等は設置せず、これも周辺農地に迷惑をかけることがない。4つ目としまして、市道に面して出入り口を設けるが、当該地は防獣フェンスを張り巡らされており、ここから獣害が入らないようゲートを設置するという土地利用計画であるため、そこも問題ないと判断する。最後、5つ目としまして、敷地内に降った雨水については、公共の雨水側溝に放流し、周辺農地に影響を及ぼさない。

以上のことから、本件転用による周辺農地への影響は非常に軽微であると思われるため、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上が、〇〇委員から預かっている書類でございます。代読でございました。

- 議 長 はい、ありがとうございました。
続きまして、No. 2 の伊香立向在地町につきましては、〇〇委員が地元委員でございますので、ご意見のほうをお願いいたします。
- 副 会 長 事務局並びに一日立会委員からの説明がありましたとおり、もう補足は特にございませぬ。公共事業に関する兼ね合いのことでございますので、おかしいことはすることはないだろうというふうな判断でございます。
以上、ご審議のほどをお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。
続きまして、No. 3 枝二丁目の件につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。
- 委 員 当該土地につきましては、平成の初め頃にここにあります先代のご主人が亡くなって以降、耕地放棄地になっておりまして、〇〇さんが露天資材置場として利用されていた、それが現在も継続しているという状況です。
特に周辺農地への影響もないので特に問題ないかと思ひます。ご審議、よろしくお願ひします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。
この議案第 1 6 6 号、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。
- 委 員 1 つだけ。最後の農地転用の関係なんですが、4 7 ページの図面、先ほど説明でもあったと思うんですが、5 8 年に農地転用されている申請者は誰ですか。
- 事 務 局 大変申し訳ございません。今日、その書類を持ってきていないんですが。
- 委 員 分からなければ結構です。何が言いたいか言ひますと、この時点で農地転用という行為を知っていたわけですよ。〇〇さんという方が。それなのに顛末書では全く知りませんでしたと。代が違ひうかも分かりませんが、これはちょっと分かりにくい部分やと思うので、少し説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。
- 事 務 局 4 7 ページご覧いただきたいんですが、こちら昭和 5 8 年 1 月 7 日付、この 6 6 4 m²のうち 1 9 9 m²、こちら農業用倉庫ということで、当時施行規則の届出が出ていることについては、こちら事務局でも台帳の履歴などで確認をさせていただいているところでございます。
そもそも今回なぜ許可申請に臨まれたかという、この今の地権者様が相続をされて、ずっと先々代から貸している状況というのに多分違和感を持たれた。これがまずいんではないかなということで相談をされて、そう

いう場合、賃貸借であっても許可が必要ですよというふうにご案内を差し上げ、今回申請に臨んでおられるということで、今回、この昭和58年に届出を出された方自身が今回譲渡人であれば、もう委員がおっしゃってくださったとおり、なぜこちらの土地はそこに違和感を気づかなかったのかというふうに追及しようと思ったんですが、この譲渡人の方はあまり事情が分からないまま相続を受けたというところで、その追及まではさせていただいておりません。

以上でございます。

委 員

私はこの3年間この顛末案件についていろいろ見てきた中で、必ず原形復旧、機能回復というのが少なく一度もなかった、皆無だったというふうに思っています。先月もちっと極端な内容で顛末案件があったと思うんですが、その状況によっては原形復旧をまずさすと。それから、農地転用という手続。確かに費用はかかる、相手方に負担になるとは思いますが、このところ、家屋とか農家住宅とかそういう一団の土地の中で形成された農地転用はこれはやむなしと思うんですが、例えばこの資材置場であるとか駐車場であるとか、分かんうちにやっていたということで、すみません、ごめんなさいと終わっている案件が多々あったと思われます。これはどこかの時点で1度は立ち止まって、整理をするべきではないかと。

一方、こういう顛末案件について、法律違反なのかどうかも曖昧のまま去年の4月以降、ちっと話が合った中でも曖昧な状態で終わっているというふうに思っていますので、そういったペナルティーも含めて、今後検討していただきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

事 務 局

確かに難しいところで、もう何年も前から家が建っていたりとか、今回のように、どこの線引きで復元さすかどうかというところがございますが、思いつきで非常に恐縮ですが、これが例えば青地の農地になってくると、もう原状回復1択になってこようかと思えます。青地の場合は基本的に除外がされない限りは、そこは転用できない土地ということですので、幾ら事情があったとはいえ、その正式な手続を踏んでいないというところで、青地の転用に関しましては有無を言わず原状復旧が第一義的に考えられるというふうに考えております。

そのほかの日々ご審議いただいているこの家が建っていたり、こういう今回の3番のように資材置場として使ってしまったいたり、今後も同様な使い方をしていくというところで、そのペナルティーとして一旦、例えば田んぼ、畑として、その農地に復した後に改めてその申請をいただくのはどうかというところは、今、この場では即答はできないんですが、確かに宿題というか、今後の検討のご意見というふうに承りましたので、そこについては整理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

委 員 はい、結構です。

議 長 ほかにございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 ほかないようでしたらお諮りさせていただいてよろしゅうございますか。

(はいの声)

議 長 それでは、お諮りさせていただきます。
議案第166号No. 1について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第166号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 2について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第166号No. 2は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 3について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第166号No. 3は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第167号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見についてを議題といたします。農林水産課の説明をお願いいたします。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 続きまして、事務局から回答案の説明をお願いいたします。

<事務局、回答案の説明>

議 長 はい、ありがとうございます。
説明終わりましたので、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたらお諮りさせていただいてよろしゅうございますか。

(はいの声)

議 長 ご意見もないようでございますので、お諮りさせていただきます。
議案第１６７号、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見については、回答案のとおりとすることに同意される方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員より、議案第１６７号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案に関する意見については、回答案のとおり大津市長宛て回答することに決定いたします。

続きまして、議案第１６８号 大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に関する意見についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、議案第１６８号に関しまして何かご質問とかご意見ございますでしょうか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたらお諮りさせていただきますが、よろしゅうございますか。

(はいの声)

議 長 ご意見ないようですのでお諮りさせていただきます。議案第１６８号 大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に関する意見について、協議を了とすることに同意される方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第１６８号 大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に関する意見については、協議を了とすることに決定い

たします。

続きまして、報告案件です。報告第223号から227号並びに集計報告について、一括して事務局からの報告をお願いいたします。報告は簡単にさせていただいて結構でございます。

<事務局、資料に基づき報告>

<事務局、集計報告>

議長 はい、ありがとうございます。
ただいまの報告について、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、続きまして報告第228号、和邇今宿農地改良工事に係る対応について、この件に関して事務局の報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 はい、ありがとうございます。
ただいまの報告について、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

委員 僕も、これ気がついたのがちょっと遅かったんですが、田植えでバタバタしているときであって、その地域を植えだした頃に何か造成してはるなと思って、地域の農家の方からも、あそこ、何かしはるのかという話を聞いたんです。僕もこの申請は知っていたので、果樹園されるんですよという話はしていたんですが、まさかあんなどかどかどかどか碎石持ってくるとは思っていないんでびっくりしていて、事務局にも確認したりとか、〇〇さんも来庁されると、いろんな話も随時聞かせていただいていたんです。

ただ、地元説明会でも地域の皆さん、あんまり納得はされていないようで、本来その農地取得される段階で農業組合であつたりとか、ある程度、意思疎通、何をするのかということは、事前に諮っていかれるほうが今後のためにもいいのかなと思うんです。特にこの方、たくさん農地を持たれているので、新しいエリアの農地を取得される際にも、ここではこういうことをしていきたいんやと、農業に関することですが、事前には一定説明をしておかはるほうがいいのかなと思います。

あと、事案の概要のところで、表土を除却して、そこへ砂利、またはクラッシャーを敷き詰めてと書いてあるんですが、これ、Aのこの写真のところは全くその除却というのはされていないんですよ。もう思いっき

り、田んぼの上にひたすら採石を敷いていっているような状態なんで、1点、ここは説明がまず違うと思います。多分、そこを突っ込まれたから、Cでは除却をしているであろう状態の写真になっていると思います。なので、その〇〇さんは知ってはる分、法律も多分詳しい方なんであれなんです、何か突っ込まれたら突っ込まれたでうまくやったりとか、そういうこともされるんで、今後の対応のところで書いてあるとおりでありますが、作業のスケジュールとか、最終的には本当に落としどころをどこにするんやとかという順序立てというところを、最初から最後のところまで事前に出してもらっておいたほうがいいのかなというのは、個人的には思います。

僕も6月ぐらいに話を聞かせてもらっていた段階では、この7ページのように、Aの農地はグレーですかね、グレーのこの線のところだけ砕石を残す、それ以外は全部取るという説明を聞かされたんですが、では、何で入れんねんみたいな話なんです、本当によく分からないんですよ。排水対策、果樹を収穫するのに軽トラが通れるようにしたいから、このグレーの部分は再生砕石でいくんですと言わはるけれども、何か6月のそこらになったら、いや、もう全面敷かれていますけれどもみたいな電話をさせてもらったりとか、〇〇さんとの意思疎通があまりうまくいっていないのかなという気がしますし、たくさん農地を持っておられる方なので、僕らもその〇〇さんが農地を買われて許可を出していく理由もある一定、あると思うんです。耕作放棄地を増やさへんというのもそうですし、買われたらきちんと草刈りして管理はされているというのも事前にあったので、今回、ちょっと許可もさせてもらっているところではあったんですが、さすがに地域の方からちょっと理解が得られていないようでは、あんまり良くない状況なのかなと思うので、今日で次の方へ引き継ぐ形にはなってしまうんですが、随時、ここについては、ここ以外についてもそうですが、見ていただけるといいのかなと思います。

長々とすみません、ありがとうございます。

議 長 事務局、何かありますか。

事 務 局 確かにこの農地だけでなく、ほかの農地も含めて状況はしっかりと確認はしておかなければいけないと思っております。

特に今回、この地区では、新しいことをやろうというところもありますので、地域の地元の方との関係性も非常に大事だと思っておりますので、そこは8月、また説明会をされるとは聞いておりますが、その辺り丁寧な説明をして、地元の方への理解もしっかりと得た上で、果樹園なり菜園をして、農業のほうも頑張りたいというふうなところで、相手方には伝えているところでございます。

以上です。

議 長 ほかにございませんか

(なしの声)

議 長 ないようでございましたら、続きまして報告第229号 農業委員会委員の任命について、事務局の報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 ありがとうございます。
ただいまの説明について、何かご意見・ご質問等ございますか。続けてやっていただける方もございますので、よろしくをお願いいたしますとしか言いようが私からはございませんが。

(なしの声)

議 長 それでは、次に移らせていただきたいと思います。
協議事項1 農地転用届出に係る様式の一部変更について、これにつきまして事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 はい、ありがとうございます。
ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委 員 この件につきまして、ここに既に印刷されてますが、協議事項の1の項目で、周辺農地、先ほども多少、2mとかはつきり書いていますが、これは2m以内と2m以上という区分けは、線引きは必ず必要であるかどうかということが1つで、2m以上でも仮に農業関係者、先ほどの里道とかの関係もありますし、2m以上あっても農地があればそこで通行とか、また水利の関係とかがありますんで、わざわざ2mで区切ると以上の人には全く何も相談、連絡も行かずに通るというケースも実際ありましたし、そこら辺、説明をもう一度お願いします。

事 務 局 これおっしゃってくださったので、事前にお電話で委員のほうにも方向性をご説明差し上げたときに、今おっしゃってくださったこの2m、すみません、ご指摘をいただいてから今日までに結論が出ればよかったのですが、一体例えばこれが隣接というふうにカウントするのが2mが適当なのか、それこそ3m、4mが適当なのかというのがこれが一体どの時点からどういうルールを基にこの2mというのができたのかというのがまだ調べきれていない状況でございます。

ただ、素朴な疑問でおっしゃってくださったとおり、私もずっとこれま

で届出許可案件対応させていただく中で、2 m、2 mと口酸っぱく言っているんですが、そもそもこの2 mというこの基準というのが法に基づいたものなのか、それともこれまで脈々と継がれてきた中で、一定その2 mにしようということでどこかのタイミングで決まったものなのかというのが私のほうでまだ整理がしきれていない状況でございます。

ですので、この場でこうだというふうに結論づけたことは申し上げられないんですが、今回のこのご相談というか、協議の趣旨としましては、届出をされる方、並びにチェックをさせていただくこの事務局の負担を減らしたいという思いからのご提案でございますので、何とぞご検討いただけると幸いです。

委 員 はい。よろしく検討をお願いします。

議 長 ほかにございませんか。

委 員 先ほど最後のほうに説明いただきました注意事項の欄、赤字で書いていますが、これ。全ての方が農業委員でなしに、推進委員にという形になってくるケースがあります。そこら辺はどうなのでしょう。農業委員さんということでこだわるかどうか。

事 務 局 ご指摘、誠にありがとうございます。おっしゃるとおり、場合によっては農業委員様のご都合が悪い場合に、そのエリアの推進委員様がサインをされるケースもなきにしもあらずということで、今、ご指摘いただいたこの注意事項の農業委員というキーワードについては、委員による現地確認の結果ということで、農業委員様でも推進委員様でも対応できるように、文言のほうを一部消させていただこうと思います。

ご指摘、誠にありがとうございます。

議 長 よろしいですか。
ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、今日全体の中で何かございましたらお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ご出席いただいています推進委員さんの皆さんも、何かご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、これで司会のほうに返させてもらいたいと思います。

本日、今期最後の総会、ありがとうございました。

副 会 長 以上をもちまして、第39回定例総会の全ての議案、報告及び協議事項を終了いたします。

議事録署名委員

議 長（本郷 忠史 委員）

印

委 員（正田 富美子委員）

印

委 員（濱田 博之 委員）

印